

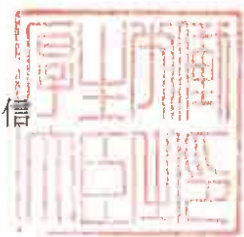
厚生労働省発基安 0213 第 1 号

令和 5 年 2 月 13 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 労働安全衛生法施行令の一部改正

一 厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備すべき機械の追加

防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具（ハロゲンガス用又は有機ガス用のものその他厚生労働省令で定めるものに限る。以下同じ。）を、その譲渡、貸与又は設置に際して厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければならない機械に追加すること。（第十三条第五項関係）

二 型式検定を受けるべき機械の追加

防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具を、その製造又は輸入に際して厚生労働大臣の登録を受けた者が行う型式についての検定（以下「型式検定」という。）を受けなければならない機械に追加すること。（第十四条の二第十四号関係）

第二 労働安全衛生法関係手数料令の一部改正

一 型式検定の手数料

国が行う防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定の手数料を次のように定めるもの

とすること。(別表第三第十四号関係)

1 新規検定

(一) 吸収缶のみについて型式検定を受ける場合

防じん機能を有するもの 一件につき一、一八八、八〇〇円

防じん機能を有しないもの 一件につき一、一五四、九〇〇円

(二) (一)に掲げる場合以外の場合

防じん機能を有するもの 一件につき一、二二七、五〇〇円

防じん機能を有しないもの 一件につき一、二〇二、二〇〇円

2 更新検定 一件につき二二、一〇〇円

二 型式検定の手数料の加算

防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の型式検定の申請があつた場合において、厚生労働大

臣は、当該型式の器具を製造し、及び検査する設備等が厚生労働省令で定める基準に適合しているかど

うかを審査するためその職員をして当該設備等の所在地に出張させる必要があると認めるときは、当該

検定の申請をした者にその旨を通知するものとし、当該通知を受けた者が納付しなければならない手数料の額は、一の金額に、審査旅費相当額等の合計額として厚生労働大臣が通知した金額を加算した金額とすること。(第五条の二第一項関係)

### 第三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

### 第四 施行期日等

#### 一 施行期日

この政令は、令和五年十月一日から施行すること。(附則第一項関係)

#### 二 経過措置

令和六年十月一日前に製造され、又は輸入された防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具については、第一の一を適用しないものとし、また、第一の二の型式検定を受けることを要しないこととする。(附則第二項及び第三項関係)